

■議案第122号 四万十町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)が施行されたことに伴い本条例を制定するものです。

【内容】

道路法第45条第2項により道路管理者が設ける道路標識については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていますが、第1次一括法第33条による改正で道路法第45条第3項が追加されたことにより、寸法については命令の規定を参酌すべき基準として道路管理者が条例で定める旨が規定されました。

これに伴い、町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定するものです。